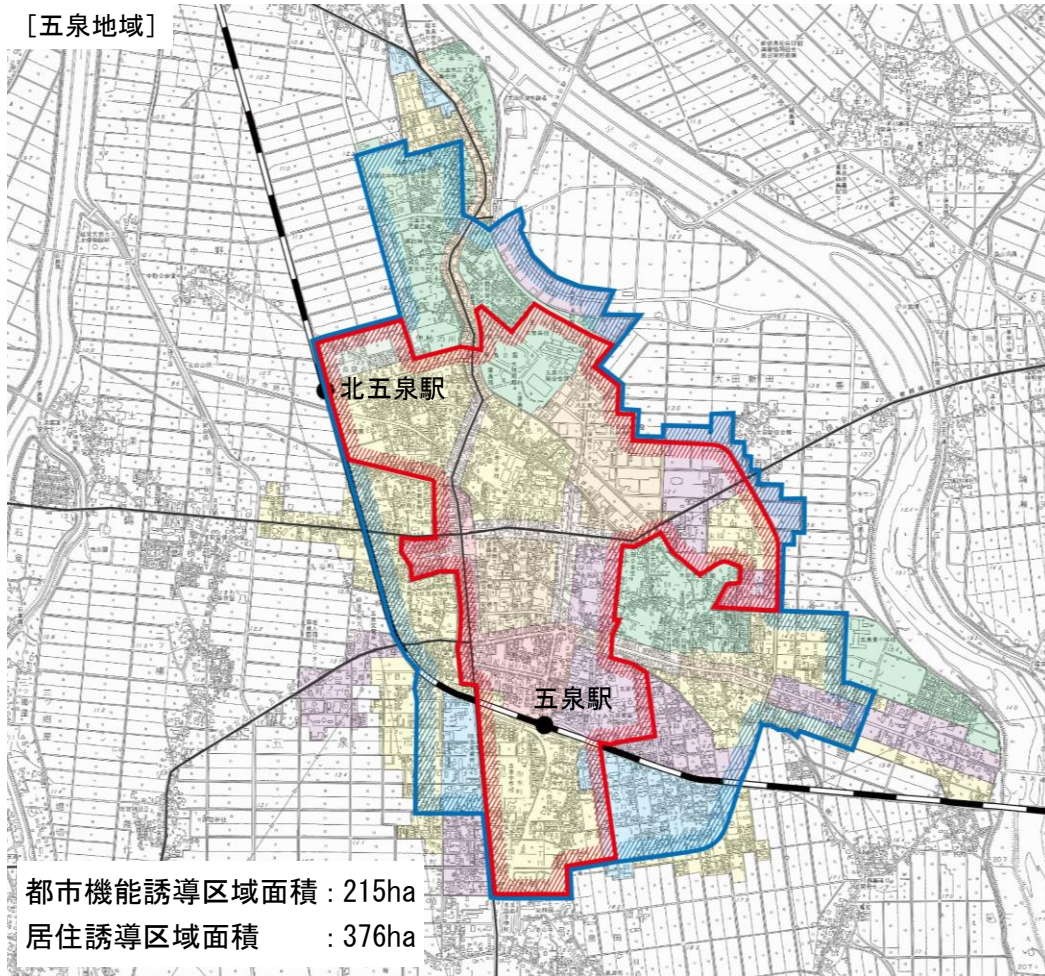


## 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。

[五泉地域]



[村松地域]

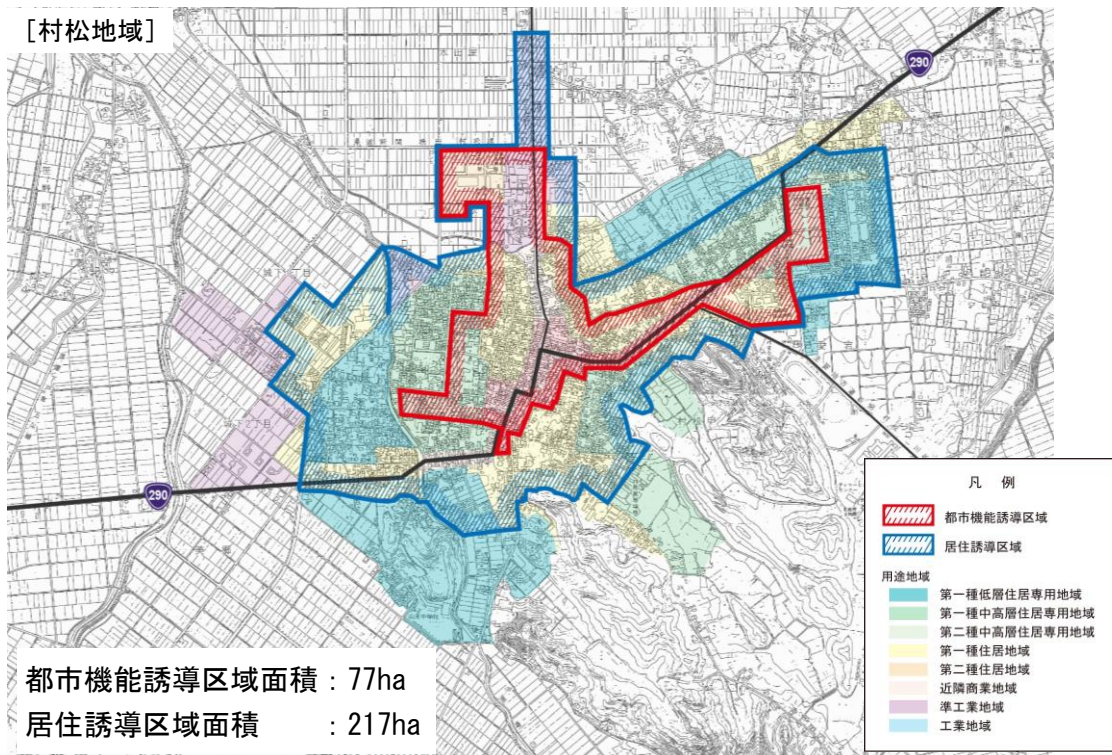


図 都市機能誘導区域の範囲

## 都市機能誘導区域に関する届出制度

立地適正化計画区域のうち、都市機能誘導区域外において都市機能誘導施設の開発や建築等の行為を行う場合には、都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、行為着手の 30 日以上前の届出が必要になります。

また、届出された行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、都市機能誘導施設の立地を適正なものとするために、都市再生特別措置法第 108 条第 3 項に基づく勧告を行う場合があります。

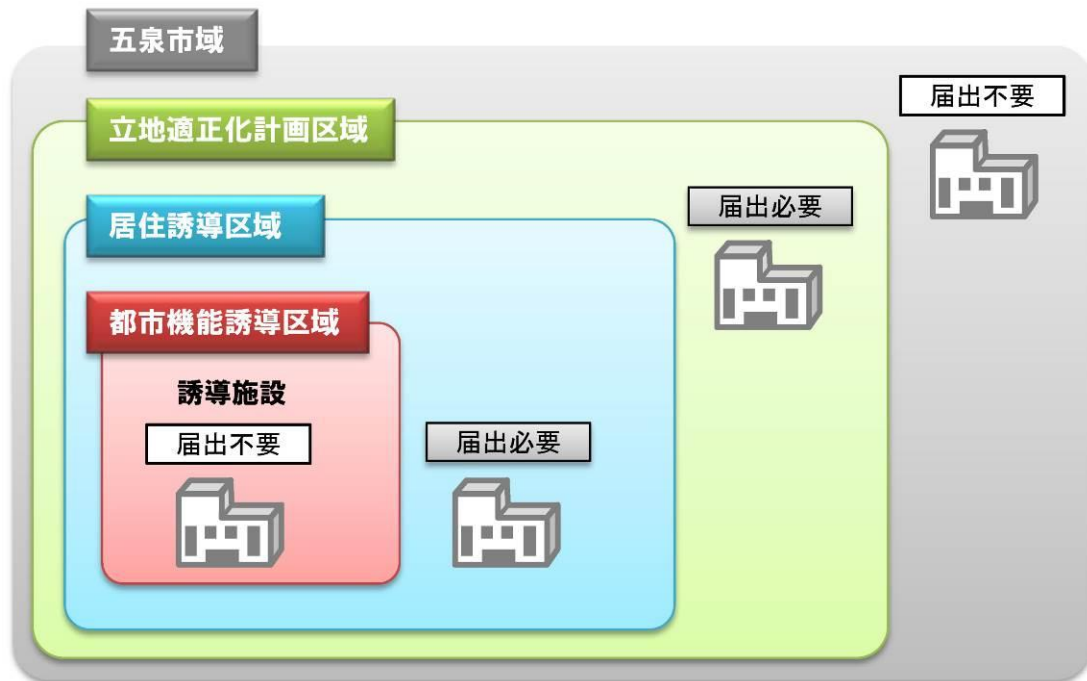


図 都市機能誘導区域外の届出制度のイメージ

資料：国土交通省 改正都市再生特別措置法関連資料をもとに作成

### 1) 届出の対象となる行為

誘導施設は、人口減少の中にあっても、周辺地域を含めた都市全体の居住者の共同の福祉や利便の向上を図るため、都市機能誘導区域内において維持・確保していく施設です。

#### ① 開発行為

- ・都市機能誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行おうとする場合

#### ② 開発行為以外

- ・都市機能誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合

## 2) 届出の対象となる施設（誘導施設）

届出の対象となる誘導施設は、以下のとおりです。

表 届出の対象となる誘導施設一覧

分類	誘導施設	対象（法的位置づけ等）
子育て支援施設	保育園	児童福祉法第39条第1項に定める保育所
	幼稚園	学校教育法第1条に定める幼稚園
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園
	学童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業を行う事業所
	子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に定める地域子育て支援拠点事業を行う事業所
医療施設	一般病院	医療法第1条の5第1項に定める病院
	診療所 (内科、外科、小児科)	医療法第1条の5第2項に定める診療所のうち、内科、外科、小児科のいずれかを含むもの
介護福祉施設	老人福祉センター	老人福祉法第20条の7に定める老人福祉センター
	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センター
	障がい者 基幹相談支援センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2に規定する基幹相談支援センター
商業施設	大規模小売店舗	店舗面積1,000㎡以上の小売店舗



### 3) 届出の対象となる区域

立地適正化計画区域（＝都市計画区域）のうち、都市機能誘導区域外の区域が対象です。

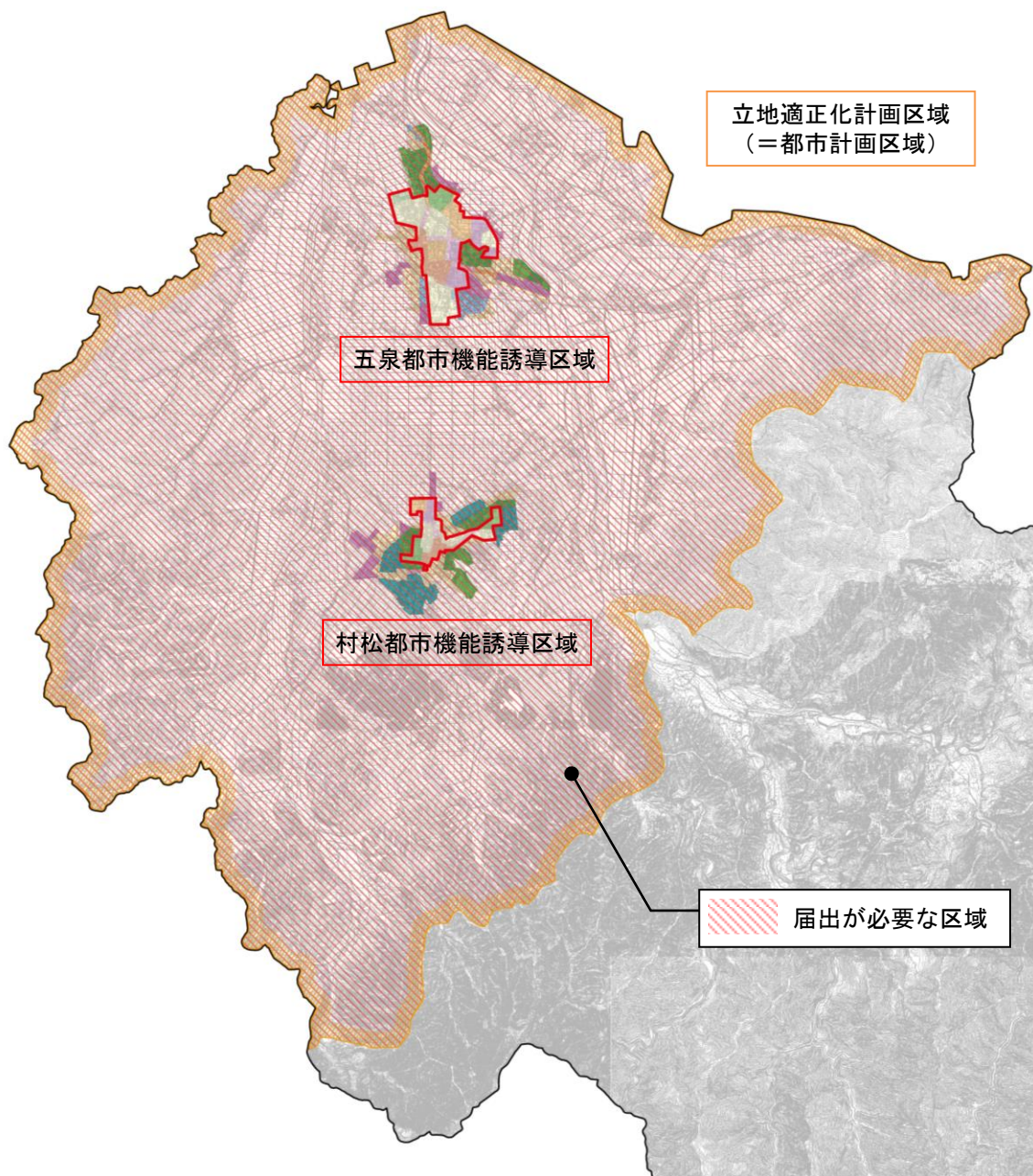


図 都市機能誘導施設に係る届出が必要な区域